

国別援助計画におけるジェンダー配慮に関する記述について

平成１７年度以降改訂版

- ① ウズベキスタン
- ② ガーナ
- ③ ラオス
- ④ エジプト
- ⑤ エチオピア
- ⑥ タンザニア
- ⑦ モンゴル
- ⑧ タイ
- ⑨ バングラ
- ⑩ パキスタン
- ⑪ インド

※ NGO 側から挙げられているパキスタン、バングラデシュ、ラオス、モンゴル、インドのいずれにおいてもジェンダー配慮の記述はある。（以下ご参考）

※ 他方、国の状況やニーズを十分に考慮・分析した上で今後ジェンダー配慮に向けた具体策を打ち出す必要があると思料される。

・ エジプト

「支援案件の形成にあたっては、ジェンダーの視点など、開発の担い手となる幅広い層の参加を確保し、受益者の主体性を強化することに留意する」

・ エチオピア

「(f) ジェンダーへの配慮

環境に劣らず、ジェンダーもあらゆる局面において、重要である。地域社会における構造化された女性に対する暴力も潜在的な問題となっているなど、一般女性の地位には多くの問題がのこされており、特に配慮が必要である。農村開発は女性の地位・能力の強化なしに不可能であることは他のアフリカ諸国と変わらないと考えられる。SDPRP 及び PASDEP でも横断的課題と位置づけられており、ジェンダー主流化の視点を持って取組むことが望まれる」

「(d)エチオピア女性の能力開放

エチオピアの開発において女性の能力が十分に活かされていないとの理解から、

女性の能力開発と社会進出を推進するとしている。PASDEP においては女性の就学率向上、女性の健康状態向上（特に安全な出産の推進）、女性の水汲み労働の軽減、情報へのアクセス改善による女性の起業促進、女性への配慮がされた生産性向上にむけた活動、女性の権利と機会を守る法制度改革の推進、以上 6 つの点が明示されている」

・ タンザニア

「我が国の ODA 大綱を踏まえた上で、ガバナンス、ジェンダー、環境等にも十分配慮し、また可能な限り NGO、国際機関、他ドナー等関係諸機関と連携しつつ援助を実施していく」

・ ガーナ

「事業の形成・実施に際して、ジェンダーの視点など、開発の担い手となる幅広い層の参加を確保し、受益者のオーナーシップを強化することに留意する」

・ バングラデシュ

「我が国の支援の策定・実施に際しては、ジェンダーや環境といった横断的課題に十分な配慮を払い、長期的には各プログラム・プロジェクトにおいて総合的に、ジェンダーの視点の導入、環境保全に貢献するよう取り組む。また、我が国の支援が新たな経済的、社会的、地域的格差を生まないよう配慮するとともに、これまでの開発、社会変容の過程で生じた格差を中長期的に是正する方向で支援を行う」

「女子への基礎教育は、女性の経済・社会活動参加の可能性を広げ、ジェンダー格差の是正にも寄与する」

・ パキスタン

「(イ) 分野横断的イシュー

我が国の対パキスタン援助政策を策定するに当たり、「ジェンダー」、「環境」、「ガバナンス」を、分野横断的イシューとして位置付ける。つまり、すべての案件について、これら三つのイシューを常に意識し、適切な配慮を行うよう制度化することが望ましい。特にジェンダーに関しては、人間開発の分野でそのギャップが著しい。女性/男性比率が 1.0 を下回り、女性の平均余命が男性より短いパキスタンにおいて、ジェンダーの問題の改善は緊急を要する課題であることを協調しておきたい」

「基礎教育の充実と、地域・社会経済階層・ジェンダー等による格差を縮小するためには、基礎教育へのアクセスを改善するとともに、教育の質の改善を図る必要がある」

「基本的保健医療・水と衛生の確保に関し、地域・社会経済階層・ジェンダーなどによる格差の縮小に努める必要がある」

・ インド

「(3) 環境社会・ジェンダー面への配慮

経済インフラ整備等の開発プロジェクトの案件形成・実施にあたっては、環境社会面への影響が発生しやすいことから、JICA、JBIC が定める環境社会配慮ガイドラインに従い、計画の早い段階から環境社会面に十分配慮を行う必要がある。また、ジェンダーの視点にも十分配慮する」

政治的エンパワーメント コンゴ共和国：女性の政治参加を促進する

散発的な武力衝突、政治的不安定、そして貧困が1990年代以来コンゴ共和国を荒廃させ、人口の52パーセントを占める女性に大きな被害を与えてきました。女性の「劣等性」に関する社会の頑なな文化的偏見が、事態をさらに悪化させています。女性は社会の基礎単位である家庭の中心的役割を担っているにもかかわらず、地域社会の復興プロセスからは除外され、事実上自分たちの将来を決定する権利を否定されています。

34歳のレジーナ・ヌソボケラさんは、自信を持って国の復興に参画する権利を主張できる数少ないコンゴ女性の一人です。「私には、男性と同等の責任を負う覚悟があります」と、レジーナさんは興奮を隠しきれない様子で語ります。レジーナさんは、コンゴの選挙の過程についての一連のワークショップに参加したばかりです。彼女の郷里であるブラザビルに最近設立された女性の政治参加促進センターのお陰で、彼女は無料で選挙に出馬するために必要な知識を学ぶことができたのです。

「ずっと政治家になることを夢見てきましたが、何から始めればよいのかわかりませんでした」とレジーナさんは言います。彼女は女性の政治参加促進センターの活動の恩恵を受けた多くの女性の一人です。同センターは、WID基金がコンゴで支援する総合的な取り組みのほんの一面にすぎません。このイニシアティブの包括的な目標は、「男女の平等」の実現なのです。

「センターで得た政治の知識によって、私は自分の能力を伸ばすことができました」と、同センターで政治に関する集中講義を受けたばかりのレジーナさんは語ります。レジーナさんは、国の民主化と和解プロセ

スに男性と肩を並べて参加することを固く決意しています。

レジーナさんのような女性は他にもいます。2001年にプロジェクトが開始されてから、国内の4都市に情報センターが設立され、何百人もの女性が選挙への出馬や政治参加を促すセミナーや、意識向上キャンペーンに参加してきました。

1999年の選挙結果と比較すると、国会に占める女性議員の比率は2パーセントから9パーセントに上昇しました。

これらの活動は、目に見えた効果を発揮しています。2002年の総選挙では、合計89人の女性がさまざまなレベルでの選挙に当選したのです。1999年の選挙結果と比較すると、国会に占める女性議員の比率は2パーセントから9パーセントに上昇しました。上院では最も目覚ましい増加が見られ、女性議員の割合は9パーセントから16パーセントに伸びました。また、諮問機関における女性の割合も、4パーセントから9パーセントに増えました。

これらの選挙結果は、単に女性政治家の数が増えたというだけでなく、国の復興を加速させる、より重要な変化を引き起こすと考えられます。より多くの女性が政治に参加するようになったことで、伝統的に男性優位の社会で考え方が変わりつつあり、男性も女性と協力して国を立て直していると考え始めていることを示唆しているのかもしれません。

センター副所長のシャンタル・アボヨロ氏は、「選挙結果は、状況が大きく進展したことを示していますが、これですべてが終

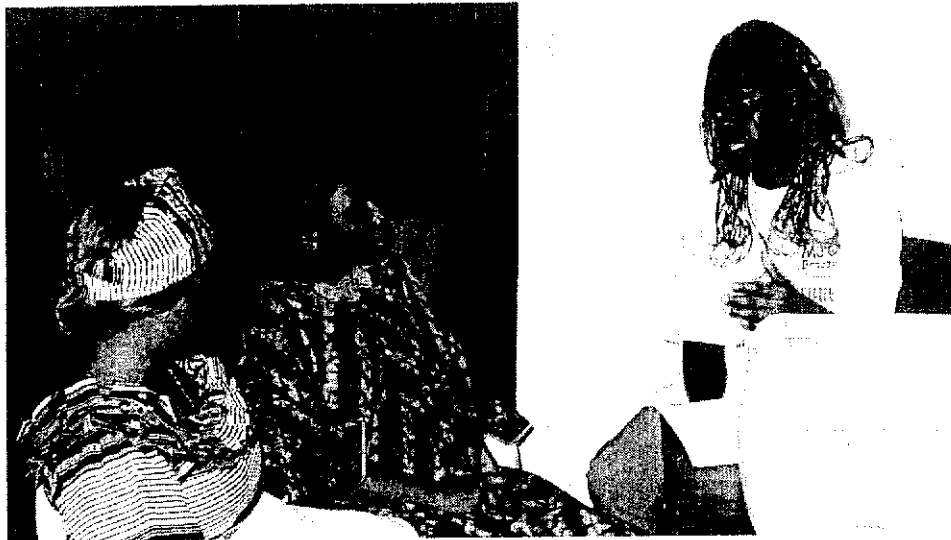
わったわけではありません」と言います。「男性に対しても、これからは女性と手を取り合って社会の持続的開発のために立ち上がらなければならないことを理解させる努力を続けなければなりません。そのためには、女性政治家もきちんとした基礎を身につけなければなりません。女性であるというだけで、再選され続けることはないものであって、各人の力を磨いていく必要があるのです。」

レジーナさんも同じように考えています。彼女は自信をつけたものの、現実には選挙で男性と議席を争う女性はまだ少なく、自分が男性候補者と同等の能力を持っていることを証明するのは難しいと痛感しています。それでも熱意を失わないのは、新しく得た知識のお陰だと言います。たとえ落選しても、レジーナさんは自分の経験を友人や他の多くの女性と共有していきたいと思っています。

女性のための法律相談所

WID基金の支援で、暴力や差別の被害者のための法律相談所も開設されました。コンゴ女性法曹人協会の協力で、これまでに2つの法律相談所が設立されました。無料で相談に応じる弁護士やパライリーガルが常勤しています。相談所は、個人の法的権利に関する説明会を定期的に開催する他、身体的な暴力を受けた女性の避難所としても機能しています。

暴力の被害者 - 特に女性被害者 - に、自分が暴力を受けたことを認めさせるのは容易ではありません。暴力をふるった人物と同居し続けている場合が多いからです。それでも、ブラザビルにあるタランガイ法律



相談所のコーディネーター、パトリス・ベンバ氏は、これは対処できない問題ではないと言います。「ここでは、性別にかかわらず、どんな人でも受け入れています。ここを訪れた人たちが自分の権利を守るために司法制度を利用する手助けをしているのです。私たちの使命は、それぞれの人が自分の法的権利をよりよく認識し、自分が受けた虐待を法的に訴えることを可能にすることなのです。」

法律相談所が開設されてから最初の数ヶ月に、それぞれの相談所に100人以上が相談にやってきました。

夫や恋人に脅されたり、身体的な暴力をふるわれた女性への対応は、慎重におこなわれます。怪我をして相談所に来た人は、まず相談所に勤務する医師の診察を受けます。

「暴力を受けた女性は、身体的だけでなく精神的にも傷ついているため、非常に慎重に対応します」と、弁護士でバコンゴ法律相談所のコーディネーターであるナデゲ・ボンダイさんは言います。

法律相談所では、家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス）以外の問題も扱っています。最も相談件数が多い問題は、相続、子供の扶養料、子供の家出などです。法律相談所が開設されてから最初の数ヶ月に、それぞれの相談所に100人以上が相談にやってきました。これまでに相談所に持ち込まれたケースの5件に3件は、クライアントの勝利に終わっています。残り2件は現在なお調査中です。

「男女平等推進プロジェクト」は現在第2段階に入っています。法的権利についての女性たちの理解を深め、公職選挙への出馬に関心を持たせるキャンペーンが成功すれば、結果はついてくるでしょう。当選しようとしまいと、女性候補者が出馬すれば、自分たちの意見を主張する機会を得ることになります。長年虐げられてきたコンゴ女性にとって、これはまだ最初の一步なのです。

ジェンダーの視点に配慮した好事例

※以下のような事例について、最低1案件、毎年2月末までに報告ありたい。

- ・ ジェンダーの視点を取り入れたことでより効果的に実施できた案件
- ・ 女性の負担や不利益な状況改善に貢献した案件
- ・ 男女が平等に意思決定プロセスに参加しジェンダー不平等解消に貢献した案件
- ・ ジェンダー不平等の影響が見えにくい分野で対策を講じた案件

国	ペルー共和国
スキーム	技術協力プロジェクト
事業名	ペルー国人権侵害及び暴力被害住民への包括的ヘルスケア強化プロジェクト
関係者	ペルー国保健省、国立サンマルコス大学
分類	人権・暴力
主目的	テロの暴力被害者に包括的なヘルスケアを提供する。
事業概要	ペルーでは1980年から2000年にかけて、センドロ・ルミノソに代表されるテロリストグループと政府の対立により、特に貧困層が集中する山岳地帯を中心に地域社会を巻き込んだ破壊活動が行われ、その結果多数の住民が犠牲になると共に暴力被害を受けた人々及びその家族は精神的及び身体的健康障害に陥り、貧困と暴力被害の2重の苦しみを抱えた生活を余儀なくされている。暴力被害を受けた住民には女性(未亡人含む)が多く、夫を殺され性的暴力を受け生き延びた女性や、子供をテロリストにさらわれた母親等、女性達が心に抱える傷は甚大である。本プロジェクトは、ペルー政府からの要請を受け、特に被害が甚大であった地域から5つのパイロット地区(アヤクチョ、クスコ、東部リマ、フニン、ワンカベリカ)を選定し、暴力被害を被った地域住民に対し包括的ヘルスケアを提供することを目的として2005年3月～2008年3月の間を実施されたものである。
実施手段	政治的暴力やテロの影響が甚大であったペルー国内の最貧困地域から中位貧困地域での暴力に起因する問題は、それらの個人を含む家族の地域社会との関係不全によるものであり、本件では地域社会全体に裨益するような社会の仕組み作りを目指した。文献レビューや質問票調査、インタビュー調査、現地訪問等を組み合わせた調査を実施し、特に暴力被害者の中心的存在である女性の声に体にて丁寧に耳を傾けることに配慮して調査を行った。また当該地域には使用言語が異なる民族グループも多く居住しており、本件プロジェクトでは地元社会で信頼を得ているキーパーソンやバイリンガル人材等を活用し、社会文化的適応性に配慮した包括的ヘルスケアに関する研修を行った。暴力被害者に対する回復プログラム実施に際しては、ボスニア・ヘルツェゴビナやカンボジアで回復プログラムの経験を持つハーバード難民トラウマプログラム(HRRT)から技術支援を得、暴力被害者への診断手法のペルー国への適用化を図った。
成果及び教訓	パイロット5地域においては、プロジェクトにより研修を受けた人材がリーダーシップを発揮し、暴力被害者に包括的ケアを届けるための地域の実情を踏まえた体制作りが進められた。その結果、地域の保健施設等において診断・ケアを受ける暴力被害者の数が大幅に増加し、暴力被害者のヘルスケアに対する地域の取り組みが進んだ。また、地域の公式な開発計画に暴力被害者ケアのカリキュラム導入が行われたり、地元の大学医学部でも暴力被害者ケアのカリキュラム導入が開始されるなど、期待を上回る成果が認められた。本件プロジェクトは暴力被害を受けた女性達に対する心的ケア及び母子保健サービスの向上を図り、心身両面から人々の健康改善に取り組んだ「人間の安全保障」に立脚した協力案件として位置づけられる。また、新たな施設の建設や高度医療器材の供与等は行わず、既存環境の中で人材育成とそのメカニズムの定着に特化した協力を進めた、効率的かつ自立発展性の高いプロジェクトとして評価できる。
写真データ	特になし。
参考情報	特になし。

ジェンダー問題に配慮した成功事例

※以下のような成功事例について、最低1案件、毎年2月末までに報告ありたい。

- ・ジェンダーの視点を取り入れたことでより効果的に実施できた案件
- ・女性の負担や不利益な状況改善に貢献した案件
- ・男女が平等に意思決定プロセスに参加しジェンダー不平等解消に貢献した案件
- ・ジェンダー不平等の影響が見えにくい分野で対策を講じた案件

国	コスタリカ
スキーム	草の根・人間の安全保障無償資金協力
事業名	家庭内暴力被害者総合ケアコミュニティセンター改修計画
関係者	NGO健康と開発のための女性団体(Mujeres Unidas en Salud y Desarrollo)及び松本幸子青年海外協力隊員
分類	人権暴力
主目的	中央政府の社会ケアサービスが行き届かない地方都市においては、民間団体のイニシアティブに住民が頼らざるを得ない状況にある。中規模地方都市であるサンラモン市における女性の自立促進及び家庭内暴力からの保護を拡大することが目的。
事業概要	コスタリカ地方都市サンラモン市で20年にわたり、女性の家庭内暴力からの保護及び女性の自立を支援している「健康と開発のための女性団体」が所有する家庭内暴力被害者総合ケアコミュニティセンターのインフラ改善と関連機材の供与を行い、より同団体の活動範囲を広げた。
実施手段	同団体と青年海外協力隊員が協力し、サンラモン市及び同市近郊の女性の置かれる立場を分析し、それに応じたケアセンターと経済自立プログラムをたてた。右に対し、我が国が資金協力した。
成果及び教訓	ジェンダーという概念がそれほど認識されていない1980年代後半より、女性のために活動が続けている住民からも高い信頼を得ている団体を通じて協力したことにより、短期間で地域全体に裨益効果が拡大した。また、ジェンダー問題及び地域開発を専門とする協力隊員の活動範囲も広がった。無償資金協力と技術協力が相互に補完し
写真データ	(写真1)同団体より技術協力を得て、裁縫等を身につけた女性が作った商品。技術協力のため、農村部まで指導者が足を運ばなければならず、また女性達も都市部へ販売に出てこなければならず、その足として、草の根無償で供与したワゴン車が活躍している。(写真2)我が国支援により改修されたセンターのセミナー室で行われた女性の地位向上のためのセミナーの様子。
参考情報	※その他、参考情報について自由記述